

ID: 395

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	保育所入所変更の諾否
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用に関する規則 第3条
例 規 番 号	平成27年規則第35号
【根拠条文】 (利用施設の変更) 第3条 保護者は、利用している施設を変更しようとするときは、利用施設変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	4月1日入所対象者分については、10月から11月上旬に行う募集においては12月中に、11月上旬から1月中旬に行う募集においては2月中に審査、応答する。 その後、毎月10日までに受け付けたものを翌月1日の入所対象として審査するものについては、原則として10日締切り後20日以内に審査、応答する。 不承諾の通知をしたものについては、当該年度中において、翌月以降も審査対象者として入所が可能となるまで毎月継続審査する。
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年4月1日